



栃賃審発第8号
令和6年8月5日

栃木労働局長
川口秀人 殿

栃木地方最低賃金審議会
会長 杉田明子

栃木県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月5日付け栃賃審基0705第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

ただし、この金額を提示するに際し、

- 1 中小零細企業の継続的な賃金上昇のために、労務費を含めた価格転嫁の推進を要望する。
- 2 近年増え続けている社会保険料の企業負担の減免を要望する。
- 3 社会保険加入対象が、本年10月には101人以上から51人以上になることから収入の壁対策を要望する。

栃木県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
栃木県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,004円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年10月1日